

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

余良縣公報

次のとおり介護機関の指定をした。

平成十五年十一月十一日

奈良県知事 柿本善也

とり 有限公司ゆ	ラム	有限会社ブ	奈良ヘルス ケアシスティ ム株式会社	人長命荘 社会福祉法	生駒市北田 原町二四二 九一四	生駒市デイ サービスセ ンター長樂	名 称	主たる事務 所の所在地	指定訪問看護事業者等又 は居宅介護事業者若しく は居宅介護支援事業者
									くは居宅介護支援事業所
合町高塚台 北葛城郡河	一 本町一三一	磯城郡田原	磯城郡田原 本町千代一 一四三一七	磯城郡田原 本町千代一 三四八一	六 三四八一	ぼ 業所たんぽ	介護支援事 業所たんぽ	生駒市高山 町七二八七 一一	訪問看護ステーション等 又は居宅介護事業所若し くは居宅介護支援事業所
とり 有限公司ゆ	業所ラム	指定介護事	グロリア スセンター	デイサービ ス	六 三四八一	磯城郡田原 本町千代六 三二一	磯城郡田原 本町千代一 一四三一七	生駒市北田 原町二四二 九一四	訪問看護ステーション等 又は居宅介護事業所若し くは居宅介護支援事業所
合町高塚台 北葛城郡河	一 本町一三一	磯城郡田原	磯城郡田原 本町千代六 三二一	磯城郡田原 本町千代一 一四三一七	六 三四八一	通所介護 介護支援事業	訪問介護、居宅 介護支援事業	通所介護	居宅サービスの 種類
訪問介護		訪問介護		通所介護					指定年月日
十一月一日 平成十五年		平成十五年 十二月一日	平成十五年 十二月一日	平成十五年 十二月一日	平成十五年 十一月一日	平成十五年 十一月三日	平成十五年 十一月三日		

有限会社 かり	二一一六一	四	二一一六一	二一一六一
有限会社 いこい	四三三一八	香芝市鎌田	香芝市鎌田	香芝市鎌田
株式会社工 バカラ	一一一八	檜原市曾我 町一〇五三	訪問介護支 援センター	訪問介護支 援センター
株式会社工 バカラ	一一一八	高山の郷デ イサービス	あり	あり
株式会社工 バカラ	二	生駒市高山 町一〇八七	二八	二八
		通所介護	訪問介護	訪問介護
		平成十五年 十一月一日	平成十五年 十一月一日	平成十五年 十二月一日

奈良県告示第四百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
次とおり介護機関の指定をした。

平成十五年十一月十二日

奈良県知事 柿本善也

薬局メールボックス柳 町店	大和郡山市柳五一三〇	居宅療養管理指 導	平成十五年十月 一日
奈良県告示第四百二十三号	結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。		
奈良県知事 柿本善也	平成十五年十一月十二日	奈良県知事 柿本善也	
木下薬局	桜井市芝一三六〇	所 在 地	指 定 年 月 日
	十六日	平成十五年十一月二	
奈良県告示第四百二十四号	土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定により、平成十五年十二月三日曲川土地改良区の定款の変更を認可した。		
奈良県知事 柿本善也	平成十五年十二月十二日	奈良県知事 柿本善也	
奈良県告示第四百一十五号	土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十五年十二月四日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。		
なあ、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを 次とおり縦覧に供する。	なあ、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを 次とおり縦覧に供する。	なあ、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを 次とおり縦覧に供する。	
平成十五年十月一日	平成十五年十月一日	平成十五年十月一日	

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
月ヶ瀬村長 窪田 幹藏	水と農地活用促進事業（農道整備） 桃香野地区	平成十五年十二月十五日から平成十六年一月五日まで 月ヶ瀬村役場

奈良県告示第四百一十六号  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十五年十二月三日次の表の上欄の者から協議のあつた土地改良事業の施行を同意した。

平成十五年十一月十二日

協議者	事業名	地区名
大和高田市長 吉田 誠兒	水と農地活用促進事業	土庫新池地区

奈良県告示第四百一十七号  
大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県告示第四百一十八号  
大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 都市計画の種類及び名称
- 二 大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 三 都市計画を定める土地の区域

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県告示第四百一十七号  
大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 都市計画の種類及び名称
- 二 大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 三 都市計画を定める土地の区域

奈良県土木部都市計画課及び大和都市計画区域内の市町村都市計画担当課

## 四 縦覧期間

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市の一部、御所市、生駒市、香芝市、生駒郡平群町、三郷町、斑鳩町及び安堵町、磯城郡川西町、三宅町及び田原本町、宇陀郡大宇陀町、菟田野町及び橿原町、高市郡高取町及び明日香村並びに北葛城郡新庄町、当麻町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町

## 三 都市計画の案の縦覧場所

奈良県土木部都市計画課及び大和都市計画区域内の市町村都市計画担当課

## 四 縦覧期間

平成十五年十二月十一日から同月二十六日まで

## 五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十五年十二月二十六日までに必着するよう提出すること。

平成十五年十一月十一日から同月二十六日まで

## 五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十五年十一月二十六日までに必着するよう提出すること。

## 奈良県告示第四百一十九号

吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十一月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

## 一 都市計画の種類及び名称

吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 二 都市計画を定める土地の区域

吉野郡吉野町の一部、大淀町及び下市町の一部

## 三 都市計画の案の縦覧場所

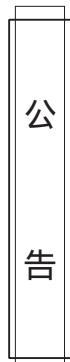
奈良県土木部都市計画課及び吉野三町都市計画区域内の町都市計画担当課

## 四 縦覧期間

平成十五年十一月十一日から同月二十六日まで

## 五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十五年十一月二十六日までに必着するよう提出すること。



クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。）第七条の規定によるクリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成十五年十一月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

## 一 試験の日時及び場所

1 日時  
学科試験 平成十六年一月二十一日午前九時三十分から  
実地試験 同日正午から

2 場所

奈良理容美容専門学校（奈良市西木辻町五七一）  
(昭和四十三年法律第二百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の  
ただし、知事が特に必要と認める者については別に指定する場所

規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十一月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

## 一 変更に係る都市計画の種類及び名称

吉野三町都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

## 二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

吉野郡吉野町の一部、大淀町及び下市町の一部

## 三 都市計画の案の縦覧場所

奈良県土木部都市計画課及び吉野三町都市計画区域内の町都市計画担当課

## 四 縦覧期間

平成十五年十一月十一日から同月二十六日まで

## 二 受験願書の提出期間、提出先及び提出方法

## 1 提出期間

平成十六年一月一十六日から同月三十日まで

## 2 提出先

奈良県福祉部健康局生活衛生課、郡山保健所、葛城保健所、桜井保健所、吉野保健所、内吉野保健所及び奈良市保健所

## 3 提出方法

受験者が直接持参してください。

## 三 受験資格

法第七条第三項に規定する者

## 四 提出書類

## 1 受験願書

写真（写真票にはり付けて提出すること。）

## 2 三に該当する者であることを証明する書類

受験者の氏名が<sup>3</sup>に掲げる書類に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書）

## 五 受験手数料

七、〇〇〇円（奈良県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください。）

## 六 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付するとともに必要事項を通知します。

## 七 合格発表

平成十六年三月九日午前九時

合格者の受験番号を県庁前の掲示場に掲示するとともに本人に通知します。

八 その他  
この試験についての問い合わせは、奈良県福祉部健康局生活衛生課において受け付けます。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公報します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境

部県民生活課において縦覧に供します。

平成十五年十一月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 申請のあつた年月日

平成十五年十一月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 全日本繡眼児研究会

三 代表者の氏名

豊田 充教

四 主たる事務所の所在地

北葛城郡王寺町明神四丁目五番一十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本古来より伝わる伝統文化である、めじろの鳴合せ競技を正しく後世に伝えると共に、環境保護及び種の保存に係わるボランティア活動を通して人類と鳥類の共存を図り日本文化の振興と環境保全を目指し広く社会に貢献すること目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。  
なお、法第八条第一項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十五年十二月十一日から平成十六年四月十一日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十五年十一月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュー生駒南店

所在地 生駒市小瀬町一〇九の二他

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	代表者	住 所
イオン株式会社	岡田 元也	千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
株式会社やまや	川崎 徹	宮城県塩釜市新浜町一丁目一一番一九号
株式会社小林新聞舗	小崎 正雄	大阪府東大阪市小阪本町一丁目七番七号

(変更後)

名 称	代表者	住 所
イオン株式会社	岡田 元也	千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
株式会社やまや	川崎 徹	宮城県塩釜市新浜町一丁目一一番一九号
株式会社小林新聞舗	小崎 正雄	大阪府東大阪市小阪本町一丁目七番七号
株式会社ティーエム食品	小楠 真	大和郡山市小泉町九一八番地

三 届出年月日  
平成十五年十一月六日

四 縦覧場所  
奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間  
平成十五年十一月十二日から平成十六年四月十二日まで

六 縦覧時間  
午前九時から午後五時まで

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。)第六条  
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、

た書面に、氏名及び住所(団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地)並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十五年十二月十二日から平成十六年四月

十二日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十五年十二月十二日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 マックスバリュ生駒南店

所在地 生駒市小瀬町一〇九の二他

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ティーエム食品	(変更前) ━━	(変更前) ━━
	(変更後) 午前九時	(変更後) 午後十一時

三 届出年月日  
平成十五年十一月六日

四 縦覧場所  
奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間  
平成十五年十一月十二日から平成十六年四月十二日まで

六 縦覧時間  
午前九時から午後五時まで

平成十五年十一月十八日及び同月十九日に実施した平成十五年度林業改良指導員資格試験の合格者は、次のとおりです。

平成十五年十一月十一日

奈良県知事 柿本善也

受験番号	一	三	五	七	九	十二	十四	十六	十九	二十四	二十六
梅本高至	坂本良平	西岡忠男	森岡哲也	木村仁	濱口隆章	坂井佑介	西野芳樹	土屋大輔	結城成広	石堂慶彦	氏名
二十七	二十五	二十三	十八	十五	十三	十一	八	六	四	二	受験番号
福田行秀	畠中良治	鳥井義之	梅澤巖	細尾宏之	須永哲明	景山祥子	梅原徳晃	三村理恵	田中理恵	吉川朋乃	氏名

建設業法（昭和二十四年法律第二百四号）第二十九条第一項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成十五年十二月二日

三十二	植田浩一	山崎圭以子
三十三	中昌永	谷口広一
三十四		

測量法（昭和二十四年法律第八百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了したことについて通知がありました。

## 二 測量の地域 基本測量（一等磁気測量）

### 測量の地域 吉野郡十津川村

奈良県知事 柿本善也

処分をした年月日	処分を受けた者の名称	処分を受ける者所在の所在地	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
平成十五年十一月五日	みさき工務店 長谷川勝	生駒郡斑鳩町 興留九ノ五ノ	生駒郡平群町 吉新一ノ二ノ	藤本八ウ ジングル株式会社	
平成十五年十一月五日	長谷川勝	長谷川勝		藤本正行	
（般一一二）第一三四六九号	奈良県知事許可	（般一一二）第一三四六九号	奈良県知事許可	（般一一二）第一三四六九号	
の取許可	の取許可	の取許可	の内容	内処分	原凶となつた事実
破産			破産		

三 測量の終了年月日 平成十五年十月十七日

平成十五年一級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりです。

平成十五年十二月二日

一級建築士試験の合格者

奈良県知事 柿本善也

五E一一一三九六K	五E一一一三五一P	五E一一一三三七P	五E一一一三三九五P	五E一一一三三四N	五E一一一三六八N	五E一一一〇四一M	五E一一一〇七三P	五E一一一九四六R	五E一一一七八九M	五E一一一七六二N	五E一一一六五一P	五E一一一五九四N	五E一一一三七一P	五E一一一四八〇L	五E一一一四四九P	五E一一一五〇四N	五E一一一五〇四N	五E一一一五〇四N	五E一一一五〇四N
落合 美奈子	古市 陽介	森 知久	吉本 貴生	吉村 尚之	和田 光史	中井 直人	高田 陽一	小島 和子	田川 伸二	烟中 良仁	新井 孝章	藤田 一博	川邊 進一	五E一一一四八〇L	坂本 步	横澤 礼子	五E一一一五〇四N	遠藤 潤一	高橋 麻紀
五E一一一四二一P	五E一一一三五一R	五E一一一三三八R	五E一一一三三九N	五E一一一三六七P	五E一一一三九五P	五E一一一三一P	五E一一一三九M	五E一一一〇二七M	五E一一一九五八N	五E一一一九二八L	五E一一一七七五M	五E一一一七二〇N	五E一一一七〇三Y	五E一一一七四五Y	五E一一一七八五P	五E一一一七一五P	五E一一一六五九P	田中 伯和	五E一一一五四七P
松村 直子	福嶋 三泰	今村 英之	古川 ゆかり	木島 徹	寺阪 和之	松下 有加里	辻村 聰	福田 敏貴	吉田 啓嗣	鳥見 裕子	岩田 朋子	平野 智久	坂本 步	横澤 礼子	五E一一一五〇四N	遠藤 潤一	高橋 麻紀	五E一一一五〇四N	五E一一一五四七P
五E一一〇二一八N	五E一一〇二一〇六R	五E一一〇一六四R	五E一一〇〇六三M	五E一一〇〇一〇R	五E一一〇〇八一K	五E一一三〇四〇K	五E一一二九八四K	五E一一二八七〇R	五E一一二八四一P	五E一一二七四五Y	五E一一二七一五P	五E一一二七〇三Y	五E一一二七〇三Y	五E一一二七一五P	五E一一二六五九P	五E一一一六五九P	田中 伯和	五E一一一五四七P	
久保見 和由	森井 まみ	有馬 久仁郎	小松 秀雄	萩下 弥生	林 智佳子	南 幸枝	魚谷 将之	津野田 裕章	蕨川 拓宏	戌亥 正敏	中林 大光	伊藤 兼之	横澤 礼子	五E一一一五〇四N	遠藤 潤一	高橋 麻紀	五E一一一五〇四N	五E一一一五四七P	
五E一一〇一三三N	五E一一〇一〇七Y	五E一一〇一六五Y	五E一一〇一〇七P	五E一一〇一〇五一R	五E一一〇〇九五Y	五E一一三〇五四K	五E一一三〇一〇R	五E一一二九三〇M	五E一一二八五六R	五E一一二七八五P	五E一一二七一五P	五E一一二七〇三Y	五E一一二七〇三Y	五E一一二七一五P	五E一一一六五九P	五E一一一六五九P	藤井 靖彦	高橋 麻紀	
石黒 國子	幡野 佳葉子	中井 達也	大谷 英一	中上 美江	河野 英雄	田村 多喜	清水 真紀	井上 雅文	渡辺 稔	中井 隆雄	金井 清賀	藤井 靖彦	川邊 進一	五E一一一四八〇L	坂本 步	横澤 礼子	五E一一一五〇四N	遠藤 潤一	高橋 麻紀

五E—一〇二三四R	渡邊 真透	五E—一〇二五〇K	今植 好子
五E—一〇二六〇N	吉村 恵美	五E—一〇二七四N	浦矢 利雄
五E—一〇二七五P	田島 久志	五E—一〇三三四K	三池 敏弘
五E—一〇三四八K	伊藤 勲	五E—一〇三五九P	宇都宮 由佳
五E—一〇三七三P	大西 偉久	五E—一〇四〇四K	高橋 志津江
五E—一〇四二九P	立花 幸司	五E—一〇四三一Y	井藤 昌史
五E—一〇四七一R	相原 美保子	五E—一〇五〇三L	上田 浩由
五E—一〇五五九L	郷地 明	五E—一〇五七一Y	中西 正人
五E—一〇六〇一L	矢野 浩一	五E—一〇六二九L	中野 英樹
五E—一〇六三〇M	柴田 佳彦	五E—一〇六七一L	池原 定大
五E—一〇七二二K	細井 邦彦	五E—一〇七六八K	林 多江
五E—一〇七九九N	川端 弘之	五E—一〇七八一L	岸 友利子
五E—一〇八六七L	青木 陽一郎	五E—一〇八八一L	櫻本 常治
五E—一〇八九八P	坂本 和広	五E—一〇八九九R	東郷 修治

## 公安局員會告示

奈良県公安委員会告示第136号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ、第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定に関する技能及び知識に関する審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関する審査（以下「教習指導員審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

奈良県公安委員会

## 1 実施する技能検定員審査及び教習指導員審査の種類

(1) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (大型)  
(2) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (普通)  
(3) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (大特)  
(4) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (大自二)  
(5) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (普自二)  
(6) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (牽引)  
(7) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (大型二種)  
(8) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (普通二種)

2 実施日時及び審査項目

(1) 実施日時

平成16年1月27日(火)から同月29日(木)までの午前9時から午後5時

まで

## (2) 審査項目

## 技能検定員審査及び教習指導員審査

3 実施場所

奈良県橿原市萬本町120番地の3  
奈良県警察本部交通部運転免許課

4 携行品

運転免許証、鉛筆及び消しゴム

5 申請手続及び受付期間

## (1) 審査申請書の交付

奈良県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）において交付する。

また、封筒の表に「審査申請用紙請求」と朱書きし、80円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封の上、運転免許課あて郵送し、交付を受けることができる。

## (2) 申込み方法

審査申請書に必要事項を記入し、所定の写真をちょう付した上、直接、運転免許課に提出すること。この際、受けようとする審査に用いる自動車を運転することができる運転免許証を提示すること。  
なお、技能検定員審査等に関する規則第17条に該当する者にあっては、その旨を証明する書面の写しを添付すること。

## (3) 受付期間

平成16年1月5日（月）から同月15日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 審査手数料

奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第10条に定める額とする。

7 その他

申請手続についての問い合わせは、運転免許課（電話番号0744-25-5224）に行うこと。

【定価】 一ヶ月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円(共に送料、消費税別)

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町二二〇  
電話 ○七四二一三一一〇一〇一〇(代)

印 刷

株式会社 春 日

奈良市三条栄町九一八  
電話 ○七四二一三五一七三三〇(代)

本誌は再生紙を使用しています。